

宜 議 第 4 9 1 号  
令 和 4 年 9 月 2 3 日

議 長  
上 地 安 之 殿

経 済 建 設 常 任 委 員 会  
委 員 長 宮 城 克

委 員 会 審 査 結 果 に つ い て ( 報 告 )

第 4 4 4 回 宜 野 湾 市 議 会 定 例 会 に お い て、本 委 員 会 に 付 託 さ れ た 案 件 の 審 査 を 終 了 い た し  
ま し た の で、各 案 件 の 報 告 書 及 び 会 議 録 の 写 し を 添 え て、委 員 会 条 例 第 2 9 条 の 規 定 に よ り、  
そ の 結 果 を 報 告 い た し ま す。

1. 委 員 会 活 動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 4 年 6 月 1 6 日	令 和 4 年 6 月 1 6 日	議 案 第 3 9 号、請 願 第 6 号、請 願 第 1 1 号、陳 情 第 9 号、 陳 情 第 1 5 号、陳 情 第 3 1 号、陳 情 第 5 6 号、陳 情 第 6 0 号、陳 情 第 6 1 号、陳 情 第 6 4 号、陳 情 第 6 6 号、陳 情 第 6 7 号、陳 情 第 6 8 号、陳 情 第 6 9 号、陳 情 第 7 0 号、陳 情 第 7 1 号、陳 情 第 7 2 号、陳 情 第 7 3 号、陳 情 第 7 4 号、陳 情 第 7 5 号、陳 情 第 7 6 号、陳 情 第 7 9 号
会 議 日 数 1 日 間		

## 2. 会議事項

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第39号	那覇広域都市計画事業宜野湾市土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について	令和4年 6月15日	令和4年 6月16日	原案可決
請願第6号	宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願	令和元年 12月6日	—	継続 審査
請願第11号	嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願	令和2年 9月8日	—	継続 審査
陳情第9号	比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情	平成30年 12月6日	—	継続 審査
陳情第15号	公契約条例の制定を求める陳情	令和元年 6月10日	—	継続 審査
陳情第31号	公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情	令和2年 3月3日	—	継続 審査
陳情第56号	公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情	令和3年 9月10日	—	継続 審査
陳情第60号	トロピカルビーチの整備について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情第61号	宜野湾市を中心とした交通網の整備について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情第64号	ごみ箱と外灯の追加設置について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情第66号	大山小裏・大謝名小周辺の細道について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情第67号	犬のふんの放置改善について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情第68号	ニトリ大山店から伊佐のKMマンションまでの街灯設置について	令和3年 12月9日	—	継続 審査

陳情 第69号	バス停への電子掲示板設置について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第70号	交通手段の増加・拡大について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第71号	森川公園内のバスケットコートとスケ ボーパーク設置について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第72号	ごみ箱設置について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第73号	城山団地内丁字路へのカーブミラー追 加について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第74号	市道長田5号へのロードハンプ設置に ついて	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第75号	市道長田13号の全面改修について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第76号	市道長田1号全面改修について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第79号	運転代行業者への事業継続緊急支援措 置を求める陳情	令和4年 3月2日	—	継続 審査

經濟建設常任委員會會議錄

○開催年月日 令和4年6月16日（木） 1日目

午前10時01分 開会

午前10時38分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	伊佐 哲雄

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	真喜志 晃一
/	

○欠席委員（0名）

○説明員（3名）

建設部次長	多和田 功
市街地整備課換地係長	上江洲 智

市街地整備課長	宮城 政勝
/	

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主 事	又吉 竜希
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第39号 那覇広域都市計画事業宜野湾市土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について
- (2) 請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願
- (3) 請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願
- (4) 陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- (5) 陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情
- (6) 陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情
- (7) 陳情第56号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情
- (8) 陳情第60号 トロピカルビーチの整備について
- (9) 陳情第61号 宜野湾市を中心とした交通網の整備について
- (10) 陳情第64号 ごみ箱と外灯の追加設置について
- (11) 陳情第66号 大山小裏・大謝名小周辺の細道について
- (12) 陳情第67号 犬のふんの放置改善について
- (13) 陳情第68号 ニトリ大山店から伊佐のKMマンションまでの街灯設置について
- (14) 陳情第69号 バス停への電子掲示板設置について
- (15) 陳情第70号 交通手段の増加・拡大について
- (16) 陳情第71号 森川公園内のバスケットコートとスケボーパーク設置について
- (17) 陳情第72号 ごみ箱設置について
- (18) 陳情第73号 城山団地内丁字路へのカーブミラー追加について
- (19) 陳情第74号 市道長田5号へのロードランプ設置について
- (20) 陳情第75号 市道長田13号の全面改修について
- (21) 陳情第76号 市道長田1号全面改修について
- (22) 陳情第79号 運転代行業者への事業継続緊急支援措置を求める陳情

第444回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和4年6月16日（木）第1日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。  
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時01分）

【議題】

議案第39号 那覇広域都市計画事業宜野湾市土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について

○宮城克 委員長 議案第39号 那覇広域都市計画事業宜野湾市土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第39号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
では、本件に対する質疑を許します。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時02分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前10時06分）

---

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 新旧対照表の3ページ、今までは、この利子は年6%ということになっていたのが、財務大臣が定める比率とするというふうに変わっていることだと思うのですが、実際は、数字は変わるのかどうか分かりますか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ちょっと分かりづらかったのですけれども、実際変わりますかという、どういう…。

○真喜志晃一 委員 新しい改正後は、（1）と（2）があって、財務大臣が定める比率とするという、法定利率とするというふうに書かれているのですが、この財務大臣が定める比率とすると文言が変わっただけで、実質は、この6%になるのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 古いものに、現行というのが、今6%とありますけれども、法定利率、現在3%になっているのです。3%になっているものですから、それ以下にしなさいとなっているものですから、この6%というのは合わなくなる。それで、今の利率は、こういうふうにしましょうという改正内容になります。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。宮城司委員。

○宮城司 委員 現行は今、利子は年6%というふうな条例があるわけですね。

○市街地整備課長 はい。

○宮城司 委員 なのに今の答弁では、3%というのは、どういうふうに理解すればいいのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この6%というのは、今の法律では、法定利率以下に下さいというのがあるのです。この法定利率というのが、今3%ということなのです。でも、我々は6%を使っていますよね。法定利率の3%以下に下さいという法律があるのに、うちは6%を使っているものですから、では直しましょうと、この法定利率以下にしましたということになります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 ということは、では条例が法律に沿っていないということで、これを改正しないとイケないと理解していいのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そういうことです。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今の質疑でありましたとおり、もともとの土地区画整理法施行令の一部改正というのがありまして、その改正前は6%というふうに決められていたのです。それで、我々の条例も6%でした。ただ、これが一部改正によって、先ほど言った公告のあった日の翌日における法定利率というのに変わったのです。なので、先ほど真喜志委員からもありましたとおり、国の法律の施行令では、いわゆる6%から、この法定利率という言葉に改正があったのです。実際の法定利率が3%なのです。3%としているのですけれども、そういった改正に基づいて今回整理をしているところでございます。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今現在3%ということで、法定利率に従って今後3%から2%に変わる可能性は生じるということで、理解してよろしいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 法定利率というのは変わる可能性はあります。ただ、うちが清算金を徴収する場合はというものに関しては、土地区画整理法では、法定利率以下ということになっているのですけれども、法定利率が今3%です。3%以下だったらいいのです。ただ、うちは3%であえてやらないで、財政融資資金貸付金の利率とするということになっているわけです。3%以下になっているのです、それは、この財政融資資金。それを今、私たち条例では、新しく改正しようかなというふうに考えております。法定利率以下の利率なのです。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 ちょっと難しいのですが、一応理解しました。

○建設部次長 今は法定利率以下の改正になればいいのです。仮に上がった場合は改正しないとイケなくなりますので、その際は条例の改正が必要になります。

(「以下であれば」という者あり)

○建設部次長 以下であれば、今3%以下で我々は取っていますので、財政融資資金で取っていますので、その場合はオーケーなのです。それを越えた場合の、逆に上がる場合が出てくると、それは改正しないとイケない。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ずっと以前から、この区画整理事業に限らず、年利の表記、6%とか、そういった表記がされていて、ちょっと不思議に思っていて、1回お尋ねをしたことがあるのですが、実際の市場金利というか、今も、前回何%ということも実際にはあったわけですね。この6%という表記は、いつ頃から使われ始めたかというのは、記憶でもいいのですが、昭和時代からのものではないかなみたいな思いもあったりして、これまでずっと、悪い言葉を使えば、ほったらかしでいたような気持ちもあるのです。その辺はどのような見解をお持ちですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 平成30年度ぐらいまで法定利率は6%でした。区画整理の条例も昭和の時代から6%になっておりました。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 法定利率というのは、政府のほうで決めて、それを地方自治体に下ろしていくというふうな流れですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうです。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 この3%に変わったということですが、実際に運用しているもの、3%以下ということは、1%もあるでしょうし、もっと下もあるかもしれないわけですね。それは実際の取引というか、流通している金利というのは、どのくらいの利率でやっているかというのは、事と場合によって違うというのが、もしかしたらあるかもしれませんが、その認識としては、どういう認識を持てばいいのかというのをちょっとお答えできますか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今のお話は、新旧対照表の(1)をご覧になるとお分かりになるかと思いますが、財政融資資金貸付金というものを今回利用しているわけです。この財政融資資金貸付金というのが、どういうものかといいますと、例えば私たちも区画整理において、区画整理のあくまでもお話しなのですが、この辺の相場が幾らかというのは、例えば銀行の利率とか、いろいろございますよね。その辺ちょっと分かりにくいところがあるのですよ。

では、地権者の皆さんが一番納得する、理解するような利率は幾らだろうという、この財政融資資金貸付金というのが、起債ってありますよね、その利率なのです。この利率、とても安い利率になっているものですから、その財政融資資金を今回は使っております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 では、具体的に今お答えすることはできるのですか、何%というのは。

○市街地整備課長 この財政融資資金というのが、月ごとが変わっておりまして、4月頃まで役所内で、条例を変えましょうといっても、4月頃からのあれなのですが、そのときの資料では、4月時点では0.03%でありました。3%と比べると、すごく下がってくるわけです。これはあくまでも4月、今は6月になっていますから、また変わっていると思います。



○伊佐哲雄 委員 分かりました。ありがとうございました。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今回のこの条例改正、第24条第1項の利子は、年6%を、利子の利率は国の定めるところによるということで、この利子の話だと思うのですけれども、これをちょっと説明、なぜこの資料が出ているのか、ちょっと理解できない。皆さんから来ている議案第39号の資料ということで、いわゆる区画整理で減歩した面積0.7として、測量して多かったら徴収します。少なかったら交付しますという資料があるのですけれども、これはどう理解すれば、議案等の説明というのは、何が言いたいのか、ちょっと分からない。

○市街地整備課長 今おっしゃるのは、この資料ですよ。この資料は、清算金とは、あくまでもこういうものということです。徴収があれば交付もあります。それで、徴収する場合に、例えば一括して払ってくれる方はいいのですけれども、分割徴収もあるのです。分割するときに、2回目の分割からは、この利子が発生しますということなのです。この利子の利率なのです、今回の条例改正というのは。これは、あくまでも清算金というのは、こういうものですよ。これの徴収と交付があつて、徴収の場合は一括払いと分割があります。分割する場合には、そういう利子が発生します。この利子分の利率は、こうなります。その利率のことを今改正と言っているのです。そういうことです。

○宮城司 委員 では、これは交付のときも、逆もそう言えるの。

○市街地整備課長 交付は、私たち一括で払います。

○宮城司 委員 分割というのはないのだ。

○市街地整備課長 はい。基本的にはありません。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今の新旧対照表の3ページを見ていただくのと、今、宮城司委員が話した、この資料ですね、要は2項の(1)、(1)は、この上のほうにありますね、徴収のほうにあります。先ほど言った、一括で支払っていただく場合はいいのですが、どうしても分割納付をしないとイケないということになった場合は、先ほどの0.03の利率を乗じていただくこととなります。

新旧対照表の(2)は、我々が逆に交付をする場合、うちが交付をする場合に分けて払うということは、ほとんどないのですけれども、予算を確保して払いますので。ただ、一応条例としては定められているところです。なので、先ほどの資料の下のほうは、いわゆる施行者側が払う場合ということです。なので、それを分かりやすくするために、この資料で、清算金といっても徴収する、いただく場合と、逆にいただいたということは、必ず返しがあるのです。この返しの部分は、こうですよと決めているのです。

ただ、ほとんど返しに関しては、市が払うものに関しては、ほとんど一括で払いますので、実際利子が発生するようなことは、ほとんどないのですけれども、いただく場合は、どうしても額が大きくなる方々は、分納させてくれということが出てくる場合が、今までもありますので、そういった場合には、先ほどの利率を使うと。ただ、3%以内といっても、通常の民間の利率より高いので、先ほどありましたとおり、起債の利率を使って0.03%、本当に僅かなのですけれども、ただどうしても制度としていただきますよということを決めて、今回は改正しようということでございます。

○宮城司 委員 分かりました。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「ありません」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいりましょうね。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、審査中の議案第39号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時21分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時32分)

---

**【議題】**

議案第39号 那覇広域都市計画事業宜野湾市土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第39号 那覇広域都市計画事業宜野湾市土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例についてを再び議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第39号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**【議題】**

請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願

陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

陳情第56号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

陳情第60号 トロピカルビーチの整備について

陳情第61号 宜野湾市を中心とした交通網の整備について

陳情第64号 ごみ箱と外灯の追加設置について

陳情第66号 大山小裏・大謝名小周辺の細道について

陳情第67号 犬のふんの放置改善について

陳情第68号 ニトリ大山店から伊佐のKMマンションまでの街灯設置について

陳情第69号 バス停への電子掲示板設置について

陳情第70号 交通手段の増加・拡大について

陳情第71号 森川公園内のバスケットコートとスケボーパーク設置について

陳情第72号 ごみ箱設置について

陳情第73号 城山団地内丁字路へのカーブミラー追加について

陳情第74号 市道長田5号へのロードハンブ設置について

陳情第75号 市道長田13号の全面改修について

陳情第76号 市道長田1号全面改修について

陳情第79号 運転代行業者への事業継続緊急支援措置を求める陳情

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願、請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願、陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情、陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情、陳情第56号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情、陳情第60号 トロピカルビーチの整備について、陳情第61号 宜野湾市を中心とした交通網の整備について、陳情第64号 ごみ箱と外灯の追加設置について、陳情第66号 大山小裏・大謝名小周辺の細道について、陳情第67号 犬のふんの放置改善について、陳情第68号 ニトリ大山店から伊佐のKMマンションまでの街灯設置について、陳情第69号 バス停への電子掲示板設置について、陳情第70号 交通手段の増加・拡大について、陳情第71号 森川公園内のバスケットコートとスケボーパーク設置について、陳情第72号 ごみ箱設置について、陳情第73号 城山団地内丁字路へのカーブミラー追加について、陳情第74号 市道長田5号へのロードハンブ設置について、陳情第75号 市道長田13号の全面改修について、陳情第76号 市道長田1号全面改修について、陳情第79号 運転代行業者への事業継続緊急支援措置を求める陳情、以上21件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本21件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(閉会時刻 午前10時38分)